

事務連絡
令和3年5月20日

各国公立私立大学歯学部 御中

文部科学省高等教育局
厚生労働省健康局
厚生労働省医政局

新型コロナワクチンの接種体制の強化に向けた協力依頼について

新型コロナウイルス感染症への対応にあたっては、多大なるご尽力をいただき感謝申し上げます。

先般5月14日付けで、附属病院を置く国公立私立大学長に対し、新型コロナワクチンの接種体制の強化に向けた協力依頼を発出したところですが、歯科医師についても一定の条件の下に筋肉内注射を実施することが可能であることから（別添1）、自治体からの協力依頼に対して可能な限りご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

これに関連し、歯科医師についても兼業について柔軟に対応いただくとともに、自治体からの依頼がある場合には、新型コロナワクチン接種の会場として大学の施設等の活用にご協力いただく等、迅速な接種体制の構築へご協力いただくよう、ご配慮方よろしくお願いいたします。

なお、歯科医師がワクチン接種を実施するために必要な研修については、公益社団法人日本歯科医師会のウェブページにおいてオンライン研修の受講が可能です（別添2）ので、適宜ご活用いただきますよう、あわせてお願いいたします。

事務連絡
令和3年4月26日各
〔 都 道 府 県 〕
〔 市 長 村 〕
〔 特 別 区 〕
衛生主管部（局） 御中厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課
厚生労働省健康局予防接種室新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための
筋肉内注射の歯科医師による実施について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種（以下単に「ワクチン接種」という。）については、現在、全自治体において、ワクチン接種体制の構築が進められているが、特に特設会場におけるワクチン接種体制の構築に当たって、ワクチン接種のための筋肉内注射等の業務を担う看護師等の確保が課題の一つとなっている。

ワクチン接種のための筋肉内注射については、現行法上、医師又は医師の指示の下で保健師、助産師、看護師若しくは准看護師（以下「看護師等」という。）が行うものであるが、新型コロナウイルス感染症対応により医療提供体制が逼迫している地域もある中で、今後、ワクチン接種の全国的な本格実施に向け、地域によっては、特設会場におけるワクチン接種体制の構築に必要な看護師等を確保することが困難となることも想定される。こうした状況を踏まえ、本年4月23日に医道審議会医師分科会及び歯科医師分科会合同による「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る人材に関する懇談会」を開催し、ワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施の可否についての法的な整理について検討を行ったところである。

同懇談会での検討の結果を踏まえ、ワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施の可否に係る法的な整理について、下記のとおりとりまとめたので、その内容についてご了知いただくとともに、地域の医師会や歯科医師会をはじめとする関係者へ周知し、時限的・特例的な取り扱いとして、各地域における関係者の連携の下で、必要に応じ、歯科医師の協力を得て特設会場におけるワクチン接種体制の構築に取り組んでいただくようお願いする。

記

1. ワクチン接種のための筋肉内注射の医行為・歯科医行為該当性について

ワクチン接種のための筋肉内注射については、「歯科医行為」ではなく「医行為」に該当するものであり、医師等の資格を有さない歯科医師が反復継続する意思をもって行えば、基本的には、医師法（昭和23年法律第201号）第17条に違反する。

2. 歯科医師によるワクチン接種のための筋肉内注射の実施に係る法的整理について

違法性阻却の可否は個別具体的に判断されるものであるが、歯科医師は、その養成課程において、筋肉内注射に関する基本的な教育を受けており、また、口腔外科や歯科麻酔の領域では実際に筋肉内注射を行うことがあることを踏まえると、必要な医師や看護師等が確保できないことを理由に特設会場におけるワクチン接種が実施できないような場合においては、少なくとも下記の条件の下でワクチン接種のための筋肉内注射を歯科医師が行うことは、公衆衛生上の観点からやむを得ないものとして、医師法第17条との関係では違法性が阻却され得るものと考えられる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、住民の生命や健康を守るために迅速にワクチン接種を進める必要がある中で、必要な医師や看護師等の確保ができないために、歯科医師の協力なしには特設会場でのワクチン接種が実施できない状況であること。
- (2) 協力に応じる歯科医師が筋肉内注射の経験を有している又はワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていること。
- (3) 歯科医師によるワクチン接種のための筋肉内注射の実施について被接種者の同意を得ること。

上記(1)については、予防接種の実施主体である自治体の長が、看護師等の確保に取り組んだ上で、それでも必要な看護師等の確保が困難と判断し、地域の医師会等の関係者とも合意の上で、地域の歯科医師会等に協力を要請する必要があること。

特例的に歯科医師がワクチン接種を行うのは、集団接種のための特設会場に限り、歯科医師がワクチン接種のための筋肉内注射を行うに当たっては、特設会場にいる医師の適切な関与の下で行う必要があること。また、予診やアナフィラキシー時の症状が発生した場合の対応については、特設会場にいる医師が行うこと。

上記(3)の同意を取得するには、被接種者がワクチン接種のための筋肉内注射をされる際に、歯科医師が実施していることを認識していることが重要であり、これが満たされるのであれば、同意の取得方法として、書面による同意、口頭での説明による同意、歯科医師もワクチン接種のための筋肉内注射を実施していることを会場に掲示した上で歯科医師がワクチン接種のための筋肉内注射を実施していることを明確に被接種者に伝えることによる同意等、いずれの方法でも差し支えないこと。

3. 研修について

上記2（2）の研修について、具体的な研修内容の例は以下のとおりであること。

- ・ 研修内容：以下の内容を含むものとする。
 - ① 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する基礎知識（副反応に関する内容も含む。）
 - ② 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に必要な解剖学の基礎知識
 - ③ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の実際（接種時の注意点を含む）
 - ④ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンのアナフィラキシーとその対応 等

※ ③については、実技研修も実施すること。
（実技研修については、講義と同日でなくてもよいこととする。）
- ・ 研修時間：2時間程度（実技研修を除く。）

なお、厚生労働省において、日本歯科医師会と連携してeラーニングを活用した研修についての検討を進めているところであり、追ってお示しすることとしているが、各地域において類似の研修が予定されている場合には当該研修を活用する等、地域の状況に応じて実施することも差し支えないこと。

事務連絡
令和 3 年 5 月 18 日各
〔 都 道 府 県 〕
〔 市 町 村 〕 衛生主管部（局） 御中
〔 特 別 区 〕厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課
厚生労働省健康局健康課予防接種室新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための
筋肉内注射の歯科医師による実施のためのオンライン研修システムについて
(情報提供)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施について」（令和 3 年 4 月 26 日厚生労働省医政局医事課、歯科保健課、健康局健康課予防接種室事務連絡、以下「事務連絡」という。）においてお知らせしたところです。事務連絡においては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射を歯科医師が実施する場合は必要な研修を受ける必要があるとしており、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施のための研修について」（令和 3 年 5 月 11 日厚生労働省医政局医事課、歯科保健課、健康局健康課予防接種室事務連絡）において、研修動画の周知及び研修実施について依頼を行ったところです。

今般、当該研修動画について、公益社団法人日本歯科医師会のウェブページにおいて、オンライン研修としての受講が可能となりました（受講方法等については、＜参考 URL＞参照。）。本オンライン研修は、公益社団法人日本歯科医師会会員以外の歯科医師も受講可能であり、受講修了者に対しては、公益社団法人日本歯科医師会から受講修了証が発行されます。なお、筋肉内注射の経験がない歯科医師については、本オンライン研修とは別に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の実際（接種時の注意点を含む）の実技研修が必要となります。

以上の内容についてご了知いただくとともに、関係者への周知など、引き続き、希望する高齢者について 7 月末を念頭に 2 回のワクチン接種を終えることができるよう、特段のご配慮いただきますようお願いいたします。

＜参考 URL＞ 公益社団法人日本歯科医師会 Web ページ
新型コロナウイルス感染症について
<https://www.jda.or.jp/dentist/coronavirus/#2>

3 文科高第 180 号
健 発 0514 第 1 号
医 政 発 0514 第 1 2 号
令和 3 年 5 月 1 4 日

附属病院を置く各国公私立大学長 殿

文部科学省高等教育局長
厚生労働省健康局長
厚生労働省医政局長
(公印省略)

新型コロナウイルスワクチンの接種体制の強化に向けた協力依頼について

新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等を始めとする新型コロナウイルス感染症への対応にあたっては、多大なるご尽力をいただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の高齢者向け接種については、「新型コロナウイルスワクチンの高齢者向け接種の前倒しについて」（令和 3 年 4 月 30 日付厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）で示したとおり、6 月最終週までに全高齢者が 2 回接種可能となる量のワクチンを供給できる見込みであり、接種 2 回目の終了時期を 7 月末に前倒しするよう厚生労働省から各都道府県衛生主管部（局）に依頼したところです。

現在、各自治体において、新型コロナウイルスワクチンの接種を進めるべく体制構築を進めていただいているところですが、特に特設会場におけるワクチン業務を期間限定で担う医師、看護師等の確保が課題の一つとなっております。自治体等から協力依頼があった場合には、医師・看護師等の兼業についての柔軟な対応等、迅速な接種体制の構築へご配慮いただき、地域の実情を踏まえつつ、関連病院等とも連携し可能な限りのご協力をいただきますようお願いいたします。

健発 0507 第 10 号
医政発 0507 第 5 号
令和 3 年 5 月 7 日

関係団体の長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

新型コロナワクチンの接種体制の強化に向けた協力依頼について

新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等を始めとする新型コロナウイルス感染症への対応にあたり、多大なるご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、各自治体において、新型コロナワクチンの接種を進めるべく体制構築を進めていただいているところですが、今般、別添 1 のとおり、健康局健康課予防接種室より各都道府県衛生主管部（局）宛に、各都道府県・市町村のワクチンの割当ての見通しをお知らせするとともに、高齢者向け接種の終了時期について前倒しを依頼したところです。

あわせて、厚生労働省においては、別添 2 のとおり、7 月末を念頭に各自治体が希望する高齢者にワクチン接種を終えることができるよう、ワクチンの接種を行う医師・看護師等を確保するため、時間外・休日の接種費用について加算を行うとともに、時間外・休日の医療機関から集団接種会場への医師・看護師等の派遣に対する派遣元医療機関への財政的支援を行うこととしております。

貴団体におかれましては、これらについてご了知いただき、貴団体管下の医療機関に対し自治体等から協力依頼があった場合には、医師・看護師等の兼業についての柔軟な対応を含め、適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

(参考1) 新型コロナウイルス感染症に関する菅内閣総理大臣記者会見（令和3年4月23日）抜粋

接種のスケジュールについては、希望する高齢者に、7月末を念頭に各自治体が2回の接種が終えることができるよう、政府を挙げて取り組んでまいります。

(参考2) 河野ワクチン接種担当大臣記者会見（令和3年4月30日）抜粋

高齢者向け優先接種について、自治体からワクチンの供給量と時期が見通せないために、接種の計画をなかなか立てられないというお話をいただいていた。このため、全高齢者の2回接種が可能となる量のワクチンの具体的な配分として、基本配分計画を作成し、6月の最終週までに各都道府県・市町村へ最低限割り当てできるワクチン量（希望すれば必ず割り当てられる箱数）を2週間単位でお示しすることとしました。

これまですでに各市区町村に配送したワクチンと今回の基本配分計画に基づくワクチンを合計すると、全ての市区町村において高齢者2回分以上のワクチンを6月最終週までにお届けすることになります。

本日、厚生労働省から各都道府県に対して、事務連絡を発出していますので、これを踏まえて、各自治体におかれては、接種計画の7月末への前倒しのご検討をお願いしたいと思います。

自治体からは、接種計画の7月末への前倒しの検討に当たって、地域の医師会や看護協会の協力が極めて重要との御指摘をいただいております。

本日、菅総理、田村厚生労働大臣とともに、日本医師会の中川会長、日本看護協会の福井会長とお会いし、ご協力をお願いしました。中川会長と福井会長からは、全面的に協力するとのお言葉をいただきました。

各自治体においては、地域の医師会、看護協会と緊密に連携し、接種を進めていただくようお願いしたいと思います。

また、総理からは、ワクチン接種にご協力いただく医師・看護師等への新たな支援措置を講じるとの御発言がありました。

具体的には、

- ① 時間外・休日の接種費用について、ワクチン接種対策費負担金2,070円に診療報酬上の時間外等加算相当分を上乗せします。時間外は2,070円を2,800円に、休日は2,070円を4,200円にいたします。
- ② 地域の実情に応じ、このワクチン接種対策費負担金の上乗せでも不足と考えられる場合には、時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、既存の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の医療チーム派遣事業の枠組みにメニューを追加し、派遣元への財政的支援を行います。具体的には、DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業と同様に、医師の派遣で1人1時間当たり7,550円、看護師等の派遣で1人1時間当たり2,760円を支援します。

この支援をご活用いただき、医師や看護師の派遣に積極的なご対応をお願いしたいと思います。

事 務 連 絡
令 和 3 年 4 月 3 0 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチンの高齢者向け接種の前倒しについて

高齢者向け接種を実施するための新型コロナワクチン等の供給に関し、6月最終週までに全高齢者が2回接種可能となる量のワクチンを供給できる見込みです。

今般、新型コロナワクチン等の供給量・時期の予見性を高め、自治体がより実務的な接種計画をたてることができるよう、別添のとおり「基本配分計画」を作成し、各都道府県・市町村へのワクチンの割当ての見通し（各都道府県・市町村へ最低限分配できるワクチン量と時期）をお知らせします。

現在、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」（令和2年12月17日付厚生労働省健康局長通知）に基づき、各市町村で予防接種実施計画を作成いただいております。新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすという新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の目的に照らせば、できる限り早期に重症化リスクが高い高齢者への接種を完了することが必要であり、現時点で、高齢者向け接種2回目の終了時期が8月以降又は検討中の市町村においては、当該「基本配分計画」を踏まえ、7月末へ前倒しすべく計画の作成をお願いいたします。

検討結果については、今後の「市町村における予防接種実施計画の作成等の状況」調査等において確認いたします。詳細については、追ってご連絡いたします。

（参考）新型コロナウイルス感染症に関する菅内閣総理大臣記者会見（令和3年4月23日）抜粋

接種のスケジュールにおいては、希望する高齢者に、7月末を念頭に各自治体が2回の接種が終えることができるよう、政府を挙げて取り組んでまいります。

ファイザー社ワクチンの「基本配分計画」（令和3年4月30日）

1. 基本配分計画について

自治体により具体的な接種計画を立てることができるよう、別紙1及び別紙2のとおり市町村、都道府県ごとの「基本配分計画」を作成し、都道府県・市町村へのワクチンの割当ての見通し（最低限分配できるワクチン量と時期）を示すこととする。

基本配分計画においては、6月最終週までに全高齢者（約3,549万人^{*}）が2回接種可能となる量のワクチンを配送できる見込みであることを踏まえ、今後、割当作業を行う高齢者第6クール以降の配送予定量の一部を基本計画枠として、各都道府県・市町村へ最低限分配できるワクチン量（希望すれば必ず割り当てられる箱数）を明示している。なお、ワクチン量は2週間単位で6月最終週までの分を掲載している。

国及び都道府県は、各都道府県及び市町村に対して、管内に所在する基本型接種施設からワクチン接種円滑化システム（V-SYS）に登録があった希望量の範囲内で、基本計画枠に応じた配分を行う。都道府県の希望量が基本計画枠を下回る場合は、希望量を割当量とする。

また、総供給量との余剰分については、調整枠として、各基本型接種施設から登録があった希望量に応じて都道府県に割り当てる。希望量が総供給量を超えなければ、希望どおり割り当てられる。

※出展：令和2年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口（都道府県別）

配送時期	ワクチン配分決定量及び計画量 (箱数)
既に配送した分配及び配送量 確定分	6,841 箱
【第5クール】 5/10週～配送分	16,000 箱
【第6クール】 5/24週～配送分	13,000 箱
【第7クール】 6/7週～配送分	13,435 箱
【第8クール】 6/21週～配送分	13,434 箱
合計	※計 62,710 箱分 (高齢者人口 3,549 万人 × 2 回分の接種可能量)

※第6～8クールについては、上記に加え調整枠分を追加で割り当てる。

2. 市町村・都道府県ごとの基本計画枠について

次のとおりの考え方で市町村・都道府県ごとの基本計画枠を設定している。

(1) 各市町村の基本計画枠の考え方

「各市町村の高齢者人口×2－既に分配したワクチン量（第1～5クール分）」を各市町村のワクチンの必要量として、第6～8クールの基本計画枠の合計割当量が必要量を充足するように、各市町村の基本計画枠を算出している（詳細は別紙1を参照）。

(2) 各都道府県の基本計画枠の考え方

(1)の各市町村の基本計画枠を都道府県単位で合算して算出している（詳細は別紙2を参照）。

(3) 留意点

複数市町村が連携して接種体制を構築し、ワクチンの需給管理を行う場合には、当該関係市町村の基本計画枠を合算した分量の中で、地域の実情に応じて、都道府県及び市町村が、市町村へのワクチン割当量及び基本型接種施設ごとの割当量を調整する必要があることに留意すること。

また、地域の実情に応じて希望量が基本計画枠より少なくなることも想定されるが、その余剰分は調整枠に振り分け、ワクチンの有効活用を図ること。

3. 調整枠について

V-SYSに登録された都道府県別のワクチン希望量（箱数）が基本計画枠の割当量（箱数）以上の都道府県については、都道府県別のワクチン希望量と基本計画枠の割当量（上記2（2））との差分に応じて、各都道府県に調整枠の割当量を決定する。

4. ワクチンの用途、接種順位について

基本計画枠及び調整枠のいずれも、「ワクチンの使用用途制限の緩和等について」（令和3年4月2日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）のとおり、高齢者のみならず医療従事者等に対しても接種することができる。

また、「新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種の高齢者に次ぐ接種順位の者（基礎疾患を有する者等）への接種の開始等について」（令和3年4月21日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）のとおり、高齢者から次の接種順位である基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の者への接種へ進む際には、高齢者への接種の完了を待つ必要はなく、自治体において、高齢者の接種状況や予約の空き状況を踏まえ、順次、次の順位へ接種を進めること。

事務連絡
令和3年4月30日

各 都道府県
市町村
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
医政局総務課

新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種について

希望する高齢者に、7月末を念頭に各自治体が2回の新型コロナウイルスワクチンの接種を終えることができるよう、ワクチンの接種を行う医師・看護師等を確保するため、今般、時間外・休日の接種費用について、下記のとおりワクチン接種対策費負担金の被接種者1人当たり単価2,070円に診療報酬上の時間外等加算相当分の加算を行うこととしました。

併せて、地域の実情に応じ、当該加算を講じてもお医師・看護師等が不足すると考えられる場合には、都道府県の判断のもと、時間外・休日の医療機関から、集団接種会場に医師・看護師等を派遣したときに、派遣元の医療機関に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の医療従事者派遣事業により、財政的支援を実施することとしました。

詳細については追って案内しますが、各都道府県、市町村及び特別区におかれては、これらを活用し、接種を行う医師・看護師等を確実に確保の上、迅速な接種体制の構築に努めていただくようお願いします。

記

○接種費用の上乗せについて（案）

時間外等加算相当分

- ・時間外 2,070円→2,800円
- ・休日 2,070円→4,200円

○医師・看護師等の派遣について（案）

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

- ・医師 1人1時間当たり 7,550円
- ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円

※7月末までに行われる派遣が対象